

## 第4章 方法書についての意見と事業者の見解

「香川県環境影響評価条例」(平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号)第 7 条の規定に基づく方法書についての公告及び縦覧、説明会の開催の状況は、以下のとおりである。

### 4.1 方法書の公告及び縦覧

「香川県環境影響評価条例」第 7 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

- 公告の日  
令和 6 年 5 月 7 日（火）
- 公告の方法  
広報誌「広報高松」及びウェブサイトへの掲載
- 縦覧場所  
高松市環境施設対策課（高松市番町 1 丁目 8 番 15 号 高松市役所 12 階）  
香川総合センター（高松市香川町川東上 1865-13）  
塩江支所（高松市塩江町安原下第 2 号 1645）  
香川県庁環境政策課（高松市番町 4 丁目 1 番 10 号）  
綾川町役場住民生活課（綾歌郡綾川町滝宮 299 番地）
- 縦覧期間  
令和 6 年 5 月 7 日（火）～令和 6 年 6 月 7 日（金）

### 4.2 方法書についての説明会の開催

「香川県環境影響評価条例」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、市民の集散を考慮して、対象事業実施区域の位置する高松市内で開催し、説明会開催の公告は、方法書の縦覧に関する公告と同時に行った。

- 開催日時  
第 1 回：令和 6 年 5 月 31 日（金）18 時 30 分～19 時 00 分  
第 2 回：令和 6 年 6 月 2 日（日）10 時 30 分～11 時 20 分
- 開催場所  
高松市塩江コミュニティーセンター（香川県高松市塩江町安原下第 2 号 1645）
- 来場者数  
第 1 回： 1 名  
第 2 回： 14 名

#### **4.3 方法書についての意見の把握**

「香川県環境影響評価条例」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

- 意見書の提出期間

令和6年5月7日（火）から令和6年6月21日（金）まで

※郵送による場合は、当日消印有効とした。

- 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けた意見箱への投函

事業者への郵送による書面提出

#### **4.4 方法書についての意見の概要と事業者の見解**

香川県環境影響評価条例（平成11年条例第2号）第8条第1項の規定における方法書についての環境の保全の見地からの意見はなかった。

## 4.5 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

香川県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定における方法書に対する香川県知事の意見及び事業者の見解を表 4.5-1 に示す。

**表 4.5-1(1) 方法書についての知事の意見及び事業者の見解**

知事意見	事業者の見解
<b>1 全体的事項</b>	
(1) 新たなごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の具体的な処理方式や高低差のある計画地内における施設配置等が明確になっていない。環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成までに事業計画を可能な限り具体化するとともに、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響の予測及び評価をすること。	準備書では、事業計画を可能な限り具体化し、記載しました。また、具体化できない諸元等については最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響の予測及び評価を行いました。
(2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。	事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見やメーカー・ヒアリングの結果等を踏まえて、より一層の環境影響の低減について検討しました。また、その検討経緯については、「第 6 章環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」の各章に記載しました。
(3) 焼却施設と併せて近傍に破碎施設が整備予定であることを踏まえ、複合的な影響を含めた調査、予測及び評価について検討すること。	新施設と併せて破碎施設の影響も考慮することとし、複合的な影響を含めた調査、予測及び評価を行いました。
(4) 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	方法書段階では関連施設（破碎施設）を改造・延命化する想定でしたが、新設する計画に変更しました。そのため、環境影響評価の項目の選定において見直しを行い、新施設の影響に関連施設の影響を足し合せた影響について、評価を行う項目を追加しました。
(5) 事業の実施に当たっては、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めること。	事業の実施に当たり、地域住民や関係機関等とコミュニケーションを図り、理解を得ながら事業を進めるよう努めました。
<b>2 個別的事項</b>	
(1) 大気環境について ・大気質の予測に当たっては、対象事業実施区域周辺の気象状況を把握するため、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測及び評価に努めること。	大気質の予測に当たり、対象事業実施区域周辺の気象状況の把握のため、地上及び上層気象調査を適切に実施し、可能な限り正確な予測及び評価に努めました。
・関係車両に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、事業負荷が高い場所だけでなく、住居や学校等の周囲の環境にも配慮し、適切に設定すること。	関係車両に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、事業負荷が高い場所だけでなく、対象事業実施区域から南側地域における小中学校付近の沿道においても、大気質・騒音・振動調査を追加して調査、予測及び評価を行いました。

**表 4.5-1(2) 方法書についての知事の意見及び事業者の見解**

知事意見	事業者の見解
(2) 動物、植物及び生態系について 現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。	現地調査において重要な種が確認されたため、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討しました。
(3) 史跡及び文化財について 事業地周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在しており、工事において新たに遺跡が発見されることがあるので、慎重に工事を進めること。また、発見した場合は市の埋蔵文化財担当に連絡し、その取扱いを協議すること。	工事において新たに遺跡が発見されることがあるので、慎重に工事を進めます。 また、工事を進めるうえで、事業地周辺に新たに遺跡が発見された場合は、市の埋蔵文化財担当に連絡し、その取扱いを協議し、適切な対応を行います。
(4) 廃棄物について ・処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。  ・工事に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。	処理に伴い発生する建設副産物は、再利用しやすい材料の使用や分別を徹底し、再資源化の促進に努める旨を環境保全措置として記載しました。  工事に伴い発生する建設発生土については、可能な限り埋戻土として対象事業実施区域内で再利用する旨を環境保全措置として記載しました。
(5) 温室効果ガスについて 計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。その際に、選定する処理方式によって温室効果ガスの排出量が変わることから、処理方式を考慮した予測及び評価とすること。	計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの低減に努め、適切に予測及び評価を行いました。なお、処理方式はストーカ式ごみ焼却方式として、温室効果ガスの排出量の予測及び評価を行いました。
3 その他事項  準備書の作成に当たっては、文書や図の作成、用語の使用について工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。	準備書の作成に当たっては、文書や図の作成、用語の使用を工夫し、地域住民にも分かりやすい図書となるよう留意しました。